長久手市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画

令和6年3月 長久手市

5

概要版

計画の概要

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物処理法*に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を 図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために市町村が定める計画で、ごみの減量・資源化と 生活排水の適正な処理を目的としています。

長久手市では平成26年度に前計画を策定し、平成30年度には社会情勢や取組の実施状況を踏まえて見直しを行っています。この間、プラスチックごみや食品ロスなどの環境問題に対する関心の高まり等、一般廃棄物を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの社会情勢やこれまでに取り組んできた施策を踏まえ、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とする、「長久手市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

計画の構成を図1に示します。本計画から新たに「食品ロス削減推進計画」を第3部に策定しています。また、計画の期間を図2に示します。中間年度である概ね5年目には計画の見直しを行います。



図1 計画の構成



図2 計画の期間

2

長久手市の現状と課題

課題① 家庭から出るごみ排出量について

本市の1人1日あたりの家庭系もえるごみ排出量は、減少傾向が停滞している状況です。また、家庭から出るもえるごみに混入している資源物の割合は令和4年12月調査結果では32.7%で、特にプラスチック製容器包装、雑誌・雑がみが多く混入している状況でした。



[※] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

課題② 収集時間とごみの散乱

本市ではもえるごみの量や世帯数の増加によってごみの総排出量が増加しており、以前よりごみの収集に時間がかかり、収集時間に遅れが出ていました。収集時間の遅れと、それに伴うごみの散乱については市民意識調査においても意見が多くみられます。

課題③ 資源物の収集頻度

現在、プラスチック製容器包装は隔週、ペットボトルは月1回(夏期のみ月2回)、古紙は月1回の収集となっています。しかし、もえるごみへの資源混入率が30%を超えていること、市民意識調査においても資源の収集頻度を増やしてほしいという要望がみられます。

課題④ 紙おむつの資源化について

令和4年度のごみ組成調査において紙おむつはもえるごみ全体の2.2%でしたが、今後高齢者が増加するにつれて大人用の紙おむつの排出量が増加することが予測されます。

課題⑤ プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品について

現在、本市ではプラスチック製容器包装の収集を実施していますが、それ以外のプラスチック類は令和4年度のごみ組成調査においてもえるごみ中の6.4%でした。プラスチックごみを減らす取組もある一方で、安価なプラスチック製商品や収納用品等の大きなプラスチック製品も増加しています。市民アンケートでは、大型のプラスチック製品の捨て方に困っているとの声もあります。



もえるごみとして捨てられていた プラスチック製品

課題⑥ 剪定枝について

現在、剪定枝についてはもえるごみに分類されています。令和4年度のごみ組成調査ではもえるごみ中の1.4%が木・草類でした。重量比は少ないですが、剪定枝等はかさばることから、市民意識調査では一度に大量の剪定枝を収集に出すことをためらう声もあります。

課題⑦ 啓発・意識の向上について

インターネットやアプリによる情報提供については、紙類が減る等の理由からぜひ進めてほしいという 意見もある一方で、情報の探し方が分からないケースや、パソコンやスマートフォンを使えないため広報 紙等を配布してほしいという声もあります。

※食品ロスに関する課題は「食品ロス削減推進計画 概要版」に掲載しています。



3 目指す将来像と基本施策

本計画の将来像を以下のとおり掲げ、ごみ減量によって持続可能なまちづくりを目指します。

みんなでつくろう循環型のまち





また、この将来像を実現するために、以下の4つの基本施策のもと、具体的な取組を進めます。

基本施策1 収集の充実

収集体制を充実・強化し、利便性を高めることで、 ごみの減量・資源化を促進します。

基本施策3 啓発・意識の向上

広報紙や環境教育等によりごみ減量や資源化へ の意識の向上を図ります。

基本施策2 資源化の促進

資源化品目の細分化や回収回数の見直し、資源回収拠点の増設等により資源化を促進し、もえるごみを減らします。

基本施策4 食品ロスの削減

食品ロスの削減に重点的に取り組み、持続可能なまちづくりを推進します。

計画の目標

本計画では、成果指標を新たに設定し、目標値を達成するための取組を進めます。

参考指標については、具体的な目標値は定めませんが、実績をモニタリングし、資源化や意識 向上への取組へつなげます。

日上への扱売へつなけるす。				
	指標		取組の方向性	取組
主要成果指標	1人1日あたりの家庭系もえるごみ 排出量(g/人・日)		もえるごみ、食品ロス を減らすための取組	
成果指標1	1人1日あたりの家庭系ごみ*(資源除く) 排出量(g/人・日)※もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ		ごみ量全体を減らす ための取組	
成果指標2	事業系ごみ排出量(トン/日)		事業系ごみを減らす ための取組	19 の
参考指標1	もえるごみ中の資源化可能物の割合(%)		資源化・分別を促進す るための取組	→取組
参考指標2	資源化率(%)		排出量に対する資源 化量の割合を把握し 取組を検討する	^
参考指標3	3Rを実践している市民の割合(%)		循環型社会実現への 市民の意識を高める ための取組	

本市のごみ・資源排出量の実績から目標年度までの排出量及び人口を推計し、目標年度までの 本市の計画目標値を以下のとおり定めます。



5基本施策に基づく取組

基本施策1 収集の充実

①ごみ収集車両の増車(令和5年度実施済)

各地区のごみ収集車両を3台から5台に増車します。

②拠点回収用ごみボックスの貸与(令和4年度実施済)

10世帯程度まとまって1か所でごみ出しを希望する場合、ごみボックスを無償で貸与し、拠点回収化を進めることで、ごみ収集を迅速化します。ごみボックスを使用することにより、カラス等鳥獣によるごみ散乱被害も防止します。

③プラスチック製容器包装の毎週回収

プラスチック製容器包装(隔週)の回収回数を増やすことで、資源分別意識を高めるとともに、資源回収の利便性を高めます。

④ペットボトルの月2回回収通年化

ペットボトル(月1回、夏期のみ月2回)の回収回数を増やすことで、資源分別意識を高めるとともに、資源回収の利便性を高めます。

⑤古紙の月2回回収

古紙(月1回)の回収回数を増やすことで、資源分別意識を高めるとともに資源回収の利便性を高めます。

⑥プラスチック製容器包装の指定袋Mサイズ新設

プラスチック製容器包装の指定袋(45リットル)より少し小さいMサイズを新設し、資源分別意識を高めるとともに、資源回収の利便性を高めます。

⑦紙おむつの指定ごみ袋新設〉

通常もえるごみとなっている紙おむつ専用の指定ごみ袋を新設し、将来的に紙おむ つを資源化することになった際に円滑に移行できるようにします。

基本施策2 資源化の促進

8分別回収品目の細分化

ごみから資源へ分別できる品目を増やしていくことで、ごみ自体を減量します。「充電5品目」の分別は令和4年4月から開始しています。

9資源回収拠点の増設

エコハウス等の資源回収拠点を増やしていくことで、資源分別意識を高め、資源回収の利便性を高めます。令和4年11月に出張ながくてエコハウス(西部)、令和5年1月に出張ながくてエコハウス(東部)を開設しました。今後は要望に対して増設を検討します。

⑩ペットボトルの水平リサイクル(令和5年度実施済)

令和5年4月から本市・瀬戸市・尾張旭市は、豊田通商㈱・サントリーグループとペットボトルからペットボトルに再生する水平リサイクル事業に協働で取り組んでいます。 新たに石油由来原料からペットボトルを作るのに比べてCO₂を約60%削減でき、飲料のペットボトルとして再生先を「見える化」することで、リサイクル意識を高めます。

①プラスチック一括回収の検討

プラスチック製容器包装だけでなく、現在もえるごみに分類されるプラスチック製品 も資源として一括して回収できるよう検討を進めます。

(2)剪定枝リサイクルの検討

現在もえるごみに分類される剪定枝を資源として回収できるよう検討を進めます。

混ぜればごみ、分ければ資源!! ~なぜごみを減らさないといけないの?~

このままごみが減らない状況が続くと・・・



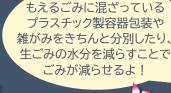
もえるごみを燃やしたあ との灰を埋め立てる場所 がいっぱいになりうめた てられなくなります



燃やすときに二酸化炭素 ごみを燃やすためにたく が発生し地球温暖化の原 さんの税金が使われます 因になります



ごみを燃やすためにたく





基本施策3 啓発・意識の向上

③広報ながくて特集記事の掲載

「広報ながくて」でごみ減量や収集に特化した特集記事を随時掲載し、意識を高めます。

⑭「ながくてごみ減量化通信」の発行

本市の現状や課題、市民のみなさんが日々の生活の中で実践できるごみを減らす方法等、ごみを減らさなければならない理由やごみ減量化への取組についての通信を 毎月発行し、意識を高めます。

15環境教育の実施

水やペットボトルに関連した子ども向け環境学習を実施し、子どものSDGsや分別に対する意識を高めます。

⑥説明会、出前講座の実施

5人以上の市民の集まりや、学校等を訪問して講義を行う「ごみ減量出前講座」を随時開催します。

⑰事業者を対象とした指導・啓発の実施

市による事業者へのごみ減量・再資源化指導を継続し、事業所のごみ減量・再資源化を促進します。また、ホームページ等による事業系ごみ減量のための効果的な周知・啓発方法を検討します。

基本施策4 食品ロスの削減

⑱家庭系食品ロス削減の推進

本計画の第3章において策定する食品ロス削減推進計画に従い、家庭系食品ロスの削減を重点的に推進します。食品ロスの削減により、生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄をなくすことで、家計負担を軽減し、CO2排出量を削減することで気候変動の抑制に役立たせます。

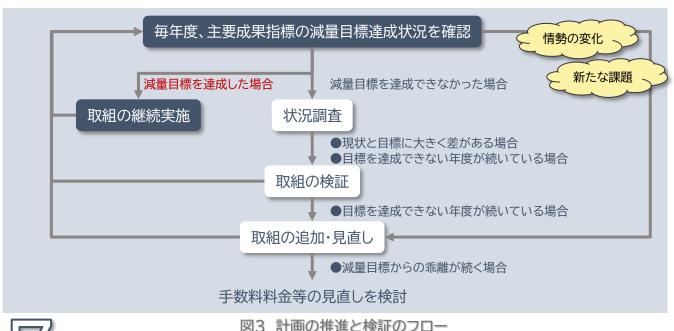
19事業所における食品ロス削減の推進

本計画の第3章において策定する食品ロス削減推進計画に従い、事業所における食品ロスの削減を重点的に推進します。消費者に「3010(さんまるいちまる)運動や「てまえどり」を促したり、小売店側がばら売り、量り売り、割引による販売を推進できるような啓発方法を検討します。



計画推進に向けて

本計画は毎年度、主要成果指標の減量目標達成状況を確認し、取組状況の把握と分析を継続的に行い、評価及び見直しを行います。



食品ロス削減推進計画

食品ロス削減は、ごみ処理基本計画の基本施策の1つです。食品ロス削減推進計画については別冊の「長久手市食品ロス削減推進計画(概要版)」にまとめています。



生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画ではごみ処理基本計画の基本理念と共通の「みんなでつくろう循環型のまち」を基本とし、生活排水の適正処理によりきれいな水環境を守り、育てる意味を込めて、将来像を以下の通り掲げます。そして将来像に基づき、生活排水を適正に処理していくことを目標とします。

みんなでつくろう循環型のまち ~守ろう、育てよう、きれいな水環境~



生活排水処理の今後の方針

- ①公共下水道については、整備済地区内の未接続世帯に対する早期の接続を促進します。
- ②農業集落家庭排水施設については、整備が完了しており、今後は施設の修繕・更新を行う必要があります。
- ③合併浄化槽を活用している世帯については、浄化槽の維持管理を徹底するように指導していきます。 浄化槽利用世帯については、公共下水道や農村集落家庭排水施設等の整備区域内においては下水処 理施設への接続を促します。

